

総 説

1. 沿革

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
昭和15.8.15 東京市立豊島健康相談所開設 19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称 23.10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足 28. 5.20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称 40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる 48.12. 6 豊島池袋保健所改築 50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区長崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置 50.12.19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定 53. 3.12 衛生部分庁舎完成 53. 3.31 長崎保健所改築 62.10. 1 雑司が谷休日診療所新設 63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除 平成元. 3.31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室） 2. 3.31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室） 3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設 5. 4. 1 介護相談センター開設 6.10. 3 池袋保健所AIDS知ろう館開設 8.11.26 池袋保健所子ども事故予防センター開設 10.11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設） 10.12.28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）	昭和12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行 22. 9. 5 保健所法（昭22法律第101号）施行 23. 1. 1 食品衛生法（昭22法律第233号）施行 23. 7. 1 予防接種法（昭23法律第68号）施行 41. 1. 1 母子保健法（昭40年政令第384号）施行 58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行 63. 7. 1 精神保健法（昭62年法律第98号）施行 平成元. 2.17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元法第2号）施行 6. 7. 1 地域保健法（昭22年法律第101号）施行（保健所法の改正） 7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行 8. 4. 1 らい予防法廃止 8. 9.26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）

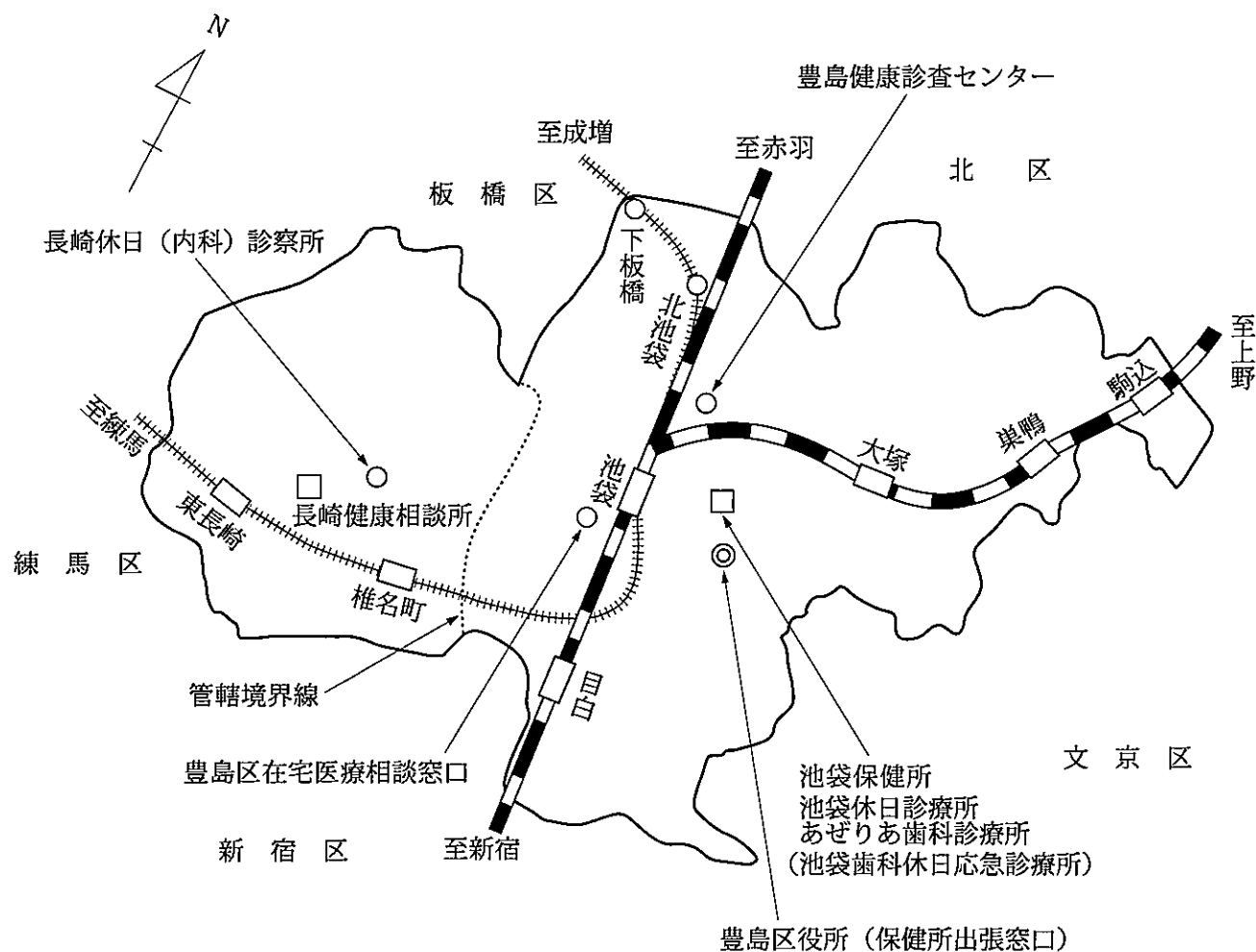
豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
平成11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設 歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設 11. 4. 1 口腔保健センター開設 (障害者等歯科診療事業開始) 組織改正 (衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係) 11. 9. 1 豊島健康診査センター開設 12. 4. 1 組織改正 (衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更) 12.12.15 保健福祉部(旧衛生部)分庁舎改修 14. 4. 1 組織改正 (池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置) 18. 4. 1 事務移管 (共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管) 18.12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設 19. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編) 20. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課において係再編) 21. 4. 1 組織改正 (地域保健課・健康推進課において係再編) 22. 4. 1 組織改正 (がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合) 23. 4. 1 組織改正 (生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止) 豊島区がん対策推進条例施行 24. 4. 1 組織改正 (がん対策担当課を地域保健課に統合、グループ制に移行。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。) 25. 4. 1 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例施行	平成11. 4. 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 施行 (伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の統合・改正) 12. 4. 1 介護保険法 (平成9年法律第123号) 施行 15. 5. 1 健康増進法 (平成14年法律第103号) 施行 (栄養改善法廃止) 17. 7.15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (医療観察法) (平成15年法律第110号) 施行 17. 7.15 食育基本法 (平成7年政令第235号) 施行 18. 4. 1 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 施行 18.10.28 自殺対策基本法 (平成18年法律第85号) 施行 19. 4. 1 がん対策基本法 (平成18年法律第98号) 施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律 (平成18年法律第106号) 施行 (結核予防法廃止、改正法に統合) 20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律 (平成18年法律第83号) 施行 (老人保健法の一部改正) 22. 1. 1 肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号) 施行 23. 8.10 歯科口腔保健の推進に関する法律 (平成23年法律第95号) 施行 25. 4. 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成24年法律第51号) 施行 (障害者自立支援法名称変更)

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
平成25. 4. 13 豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行	平成25. 4. 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）施行
26. 7. 1 としま鬼子母神プロジェクト開始	25. 12. 13 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）制定 26. 6. 1施行
27. 4. 1 糖尿病重症化予防等医療費適正化事業開始	27. 1. 1 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）施行
27. 5. 7 鬼子母神plus開設	27. 4. 1 食品表示法（平成25年法律第70号）施行 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律一部施行
27. 5. 7 本庁舎移転に伴い、池袋保健所出張窓口（本庁舎4階）開設	
27. 7. 2 ゆりかご・としま事業開始	
27. 11. 11 池袋保健所健康情報発信スペース“鬼子母神plus”リニューアルオープン	27. 12. 25 アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）施行
28. 1. 4 豊島区骨髄移植ドナー支援事業開始	
28. 4. 1 組織改正（健康推進課、長崎健康相談所グループ制に移行）	
29. 4. 1 組織改正（生活衛生課グループ制に移行）	

【28年度の主な取り組み】

28. 4. 25 豊島区受動喫煙防止対策推進店登録制度“禁煙レストランとしま”開始

2. 保健所の位置と管轄区域



池袋保健所	所在地・電話	〒170-0013 豊島区東池袋1丁目20番9号 地域保健課 (3987) 4203 生活衛生課 (3987) 4175 健康推進課 (3987) 4172
	管轄区域 (9.268km ²)	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、 南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、 南池袋1～4丁目、西池袋1～3丁目、 西池袋4丁目 (1～4番、7～11番、13～18番)・5丁目 (1～24番)、 池袋1・2丁目・3丁目 (1・2番、4～10番、13・14番、19～71番)・4丁目、 池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、 目白1～3丁目・4丁目 (1～4番、17～23番、35・36番)
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎3丁目6番24号 (3957) 1191
	管轄区域 (3.742km ²)	西池袋4丁目 (池袋管内除く)・5丁目 (池袋管内除く)、 池袋3丁目 (池袋管内除く)、目白4丁目 (池袋管内除く)・5丁目、 南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、 要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

(注) 平成14年4月1日の組織改正により、池袋保健所と長崎保健所を統合、保健所を池袋保健所に一本化するとともに長崎健康相談所を設置した。

3. 保健所関係施設の概要

1. 池袋保健所 豊島区東池袋1-20-9 建物竣工年月日 平成10年11月4日

敷	地	面	積	
			609.84 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート地下2階、地上7階
建物 面積	地	下 2 階	416.98 m ²	循環式機械駐車施設、受水槽
	地	下 1 階	436.55 m ²	電気室、倉庫
	1	階	481.10 m ²	鬼子母神plus、A I D S知ろう館、エントランス、池袋あうる薬局
	2	階	490.44 m ²	子ども事故予防センター、診察室、歯科相談室、臨床検査室、受付、待合ホール
	3	階	461.36 m ²	X線室、健康教育室、講堂
	4	階	491.16 m ²	所長室、事務室、相談室、男女更衣室
	5	階	491.16 m ²	事務室、衛生検査室、男女更衣室
	6	階	445.26 m ²	池袋休日診療所、あぜりあ歯科診療所
	7	階	302.08 m ²	環境分析室、作業室
	塔	階	44.55 m ²	エレベーター機械室
	計		4,060.64 m ²	

2. 長崎健康相談所 豊島区长崎3-6-24 建物竣工年月日 昭和53年3月17日

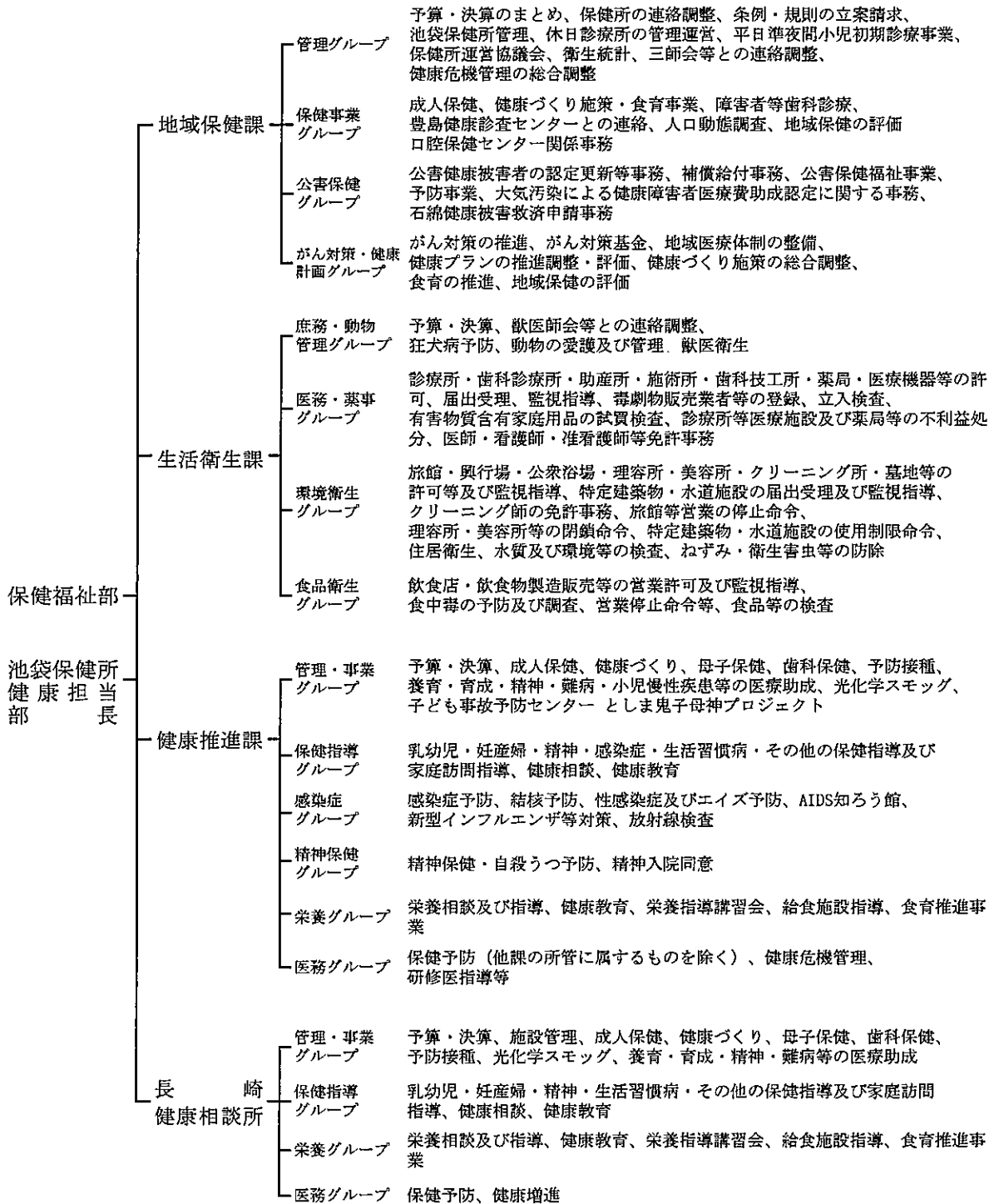
敷	地	面	積	
			1,499.63 m ²	鉄筋コンクリート地下1階、地上2階
建物 面積	地	階	420.83 m ²	車庫、書庫、倉庫、休憩室、機械室、電気室
	1	階	739.26 m ²	講堂、歯科相談室、栄養相談室、相談室、診察室、予診室、受付、ホール
	2	階	784.14 m ²	所長室、事務室、デイ・ケア室、会議室、休養室、男女更衣室
	塔	階	20.31 m ²	
	計		1,964.54 m ²	平成2年3月31日2階増築デイ・ケア室 92.86m ²

3. 休日診療所

施 設 名	電 話	住 所	施設床面積	
池袋休日診療所	(3982)0198	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階)	診 療 所 待 合 室	58.01 m ²
長崎休日診療所	(3959)3385	豊島区长崎2-27-18 (長崎複合施設3階)	診 療 所 待 合 室	51.57 m ²
池袋歯科休日応急診療所	(5985)5577	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階あぜりあ歯科診療所内)	診 療 所 待 合 室	237.76 m ²

4. 組織と分掌事務

平成29年4月1日現在



5. 職 員 配 置

平成29年4月1日現在

(単位:人)

課別 職種	総数		地域保健課		生活衛生課		健康推進課		長 崎 健康相談所	
総 数	105	- 7	23	- -	34	- 3	36	- 2	12	- 2
事 務	37	- 5	17	- -	3	- 2	13	- 1	4	- 2
医 師	3	- -	1	- -	-	- -	1	- -	1	- -
衛 生 監 視	28	- 1	-	- -	28	- 1	-	- -	-	- -
検 査 技 術	2	- -	-	- -	2	- -	-	- -	-	- -
診療放射線	1	- -	-	- -	-	- -	1	- -	-	- -
保 健 師	26	- 1	2	- -	1	- -	17	- 1	6	- -
栄 養 士	5	- -	2	- -	-	- -	2	- -	1	- -
歯科衛生士	1	- -	-	- -	-	- -	1	- -	-	- -
環 境 技 能	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -
心 理	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -
福 祉	2	- -	1	- -	-	- -	1	- -	-	- -
業 務	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -

(注1) 池袋保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 健康推進課長が医務担当係長事務取扱

(注3) 各欄下段は、再任用又は再雇用職員で外数。非常勤職員及び臨時職員等は記載していない。

6. 人口のあらまし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口（単位：人）

年次	全 国	東 京 都	豊 島 区
24	125,957,000	12,916,000	287,673
25	125,704,000	12,979,000	289,926
26	125,431,000	13,044,000	293,628
27	125,362,000	13,135,000	299,176
28	125,020,000	13,207,000	294,774

（注）全国・東京都人口は「人口動態統計月報年計（概数）」（厚生労働省）、豊島区人口は「人口動態統計年報速報（概数）」（東京都福祉保健局）による。

[2] 町別世帯と人口

（1）池袋保健所管内

平成29年1月1日現在 住民基本台帳人口※

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 124,793	(人) 201,500	(人) 102,012	(人) 99,488	(K㎡) 9.268
駒 込	9,756	17,519	8,468	9,051	0.752
巢 鴨	10,926	18,448	9,008	9,440	0.799
西 巢 鴨	7,709	12,994	6,315	6,679	0.547
北 大 塚	7,911	11,963	6,035	5,928	0.409
南 大 塚	10,417	16,289	8,048	8,241	0.607
上 池 袋	10,959	17,733	9,239	8,494	0.681
東 池 袋	13,030	19,643	10,307	9,336	0.935
南 池 袋	5,339	8,477	4,357	4,120	0.748
西 池 袋	8,002	12,566	6,412	6,154	0.803
池 袋	13,387	18,823	10,299	8,524	0.736
池袋本町	10,633	18,327	9,520	8,807	0.636
雑司が谷	5,338	8,990	4,406	4,584	0.404
高 田	6,723	11,245	5,652	5,593	0.494
目 白	4,663	8,483	3,946	4,537	0.717

（2）長崎健康相談所管内

平成29年1月1日現在 住民基本台帳人口※

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 50,225	(人) 82,807	(人) 41,380	(人) 41,427	(K㎡) 3.742
西 池 袋	2,674	3,902	2,017	1,885	0.137
池 袋	595	899	472	427	0.019
目 白	3,279	5,538	2,735	2,803	0.217
南 長 崎	12,246	19,952	10,017	9,935	0.812
長 崎	11,050	18,171	9,116	9,055	0.823
千 早	7,261	12,409	6,205	6,204	0.64
要 町	6,021	9,478	4,659	4,819	0.506
高 松	4,601	7,970	4,035	3,935	0.354
千 川	2,498	4,488	2,124	2,364	0.234

（注）平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部改正、入管法の廃止があり、住民基本台帳人口には外国人の人口を含む。

[3] 外国人の住民数

各年1月1日現在 (単位: 人)

年次	総数	男	女
25	19,065	9,020	10,045
26	19,533	9,376	10,157
27	21,616	10,793	10,823
28	24,540	12,606	11,934
29	27,060	13,938	13,122

平成29年1月1日現在 (単位: 人)

国別	登録者数
中国	13,152
ベトナム	3,237
ネパール	2,832
韓国・朝鮮	2,539
ミャンマー	1,783
フィリピン	473
米国	392
タイ	308
その他	2,344
合計	27,060

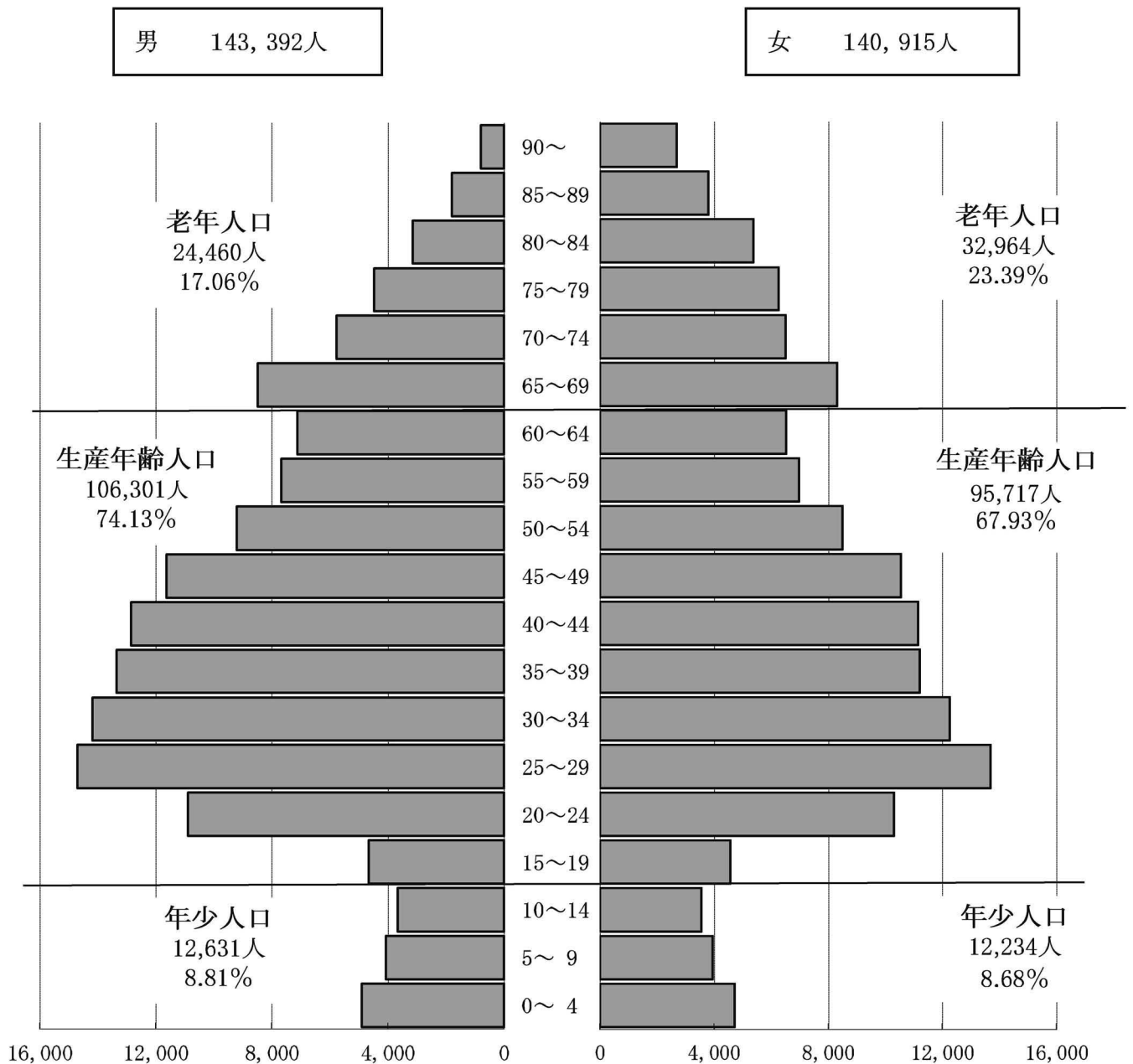
[4] 性・年齢階級別人口

平成29年1月1日現在 住民基本台帳人口 (単位: 人)

区分 年齢	総数			池袋保健所			長崎健康相談所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	284,307	143,392	140,915	201,500	102,012	99,488	82,807	41,380	41,427
0～4	9,620	4,900	4,720	6,887	3,516	3,371	2,733	1,384	1,349
5～9	8,034	4,075	3,959	5,733	2,913	2,820	2,301	1,162	1,139
10～14	7,211	3,656	3,555	5,073	2,553	2,520	2,138	1,103	1,035
15～19	9,222	4,659	4,563	6,659	3,410	3,249	2,563	1,249	1,314
20～24	21,197	10,890	10,307	15,898	8,237	7,661	5,299	2,653	2,646
25～29	28,379	14,695	13,684	20,593	10,638	9,955	7,786	4,057	3,729
30～34	26,443	14,187	12,256	18,662	10,082	8,580	7,781	4,105	3,676
35～39	24,557	13,359	11,198	17,472	9,554	7,918	7,085	3,805	3,280
40～44	24,011	12,859	11,152	17,165	9,181	7,984	6,846	3,678	3,168
45～49	22,193	11,642	10,551	15,659	8,238	7,421	6,534	3,404	3,130
50～54	17,716	9,215	8,501	12,548	6,524	6,024	5,168	2,691	2,477
55～59	14,647	7,668	6,979	10,370	5,435	4,935	4,277	2,233	2,044
60～64	13,653	7,127	6,526	9,675	5,051	4,624	3,978	2,076	1,902
65～69	16,808	8,489	8,319	11,744	5,905	5,839	5,064	2,584	2,480
70～74	12,273	5,766	6,507	8,427	3,966	4,461	3,846	1,800	2,046
75～79	10,735	4,474	6,261	7,267	3,007	4,260	3,468	1,467	2,001
80～84	8,519	3,141	5,378	5,613	2,065	3,548	2,906	1,076	1,830
85～89	5,595	1,788	3,807	3,772	1,213	2,559	1,823	575	1,248
90～	3,494	802	2,692	2,283	524	1,759	1,211	278	933
100歳以上 (再掲)	115	21	94	70	16	54	45	5	40
年少人口 (0～14)	24,865 (8.75%)	12,631	12,234	17,693 (6.22%)	8,982	8,711	7,172 (2.52%)	3,649	3,523
生産年齢人口 (15～64)	202,018 (71.06%)	106,301	95,717	144,701 (50.90%)	76,350	68,351	57,317 (20.16%)	29,951	27,366
老年人口 (65～)	57,424 (20.20%)	24,460	32,964	39,106 (13.75%)	16,680	22,426	18,318 (6.44%)	7,780	10,538

(注) () 内は、構成比。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（平成29年1月1日現在）



7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

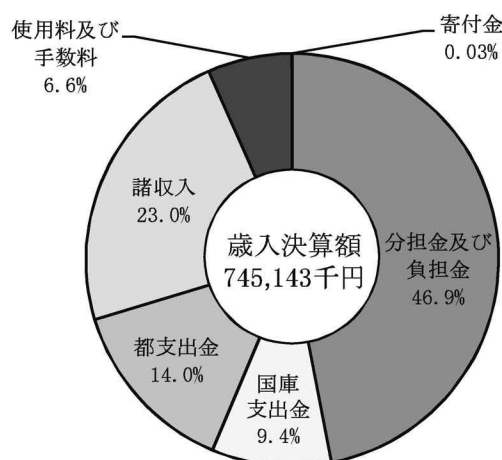
科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	予算現額に比し 増(△)減 (千円)	収入率 (%)
款	項				
	24 年 度	894,284	806,523	△87,761	90.2
	25 年 度	816,090	747,465	△68,625	91.6
	26 年 度	837,825	768,814	△69,011	91.8
	27 年 度	823,906	774,001	△49,905	93.9
	28 年 度	859,086	745,143	△113,943	86.7
	分担金及び負担金	424,408	349,803	△74,605	82.4
	負 担 金	424,408	349,803	△74,605	82.4
	使用料及び手数料	53,704	49,413	△4,291	92.0
	使 用 料	621	276	△345	44.4
	手 数 料	53,083	49,137	△3,946	92.6
	国庫支出金	96,449	69,899	△26,550	72.5
	国庫負担金	68,300	46,509	△21,791	68.1
	国庫補助金	27,400	22,894	△4,506	83.6
	国庫委託金	749	496	△253	66.2
	都支出金	128,631	104,382	△24,249	81.1
	都負担金	20,000	10,548	△9,452	52.7
	都補助金	107,749	93,065	△14,684	86.4
	都委託金	882	769	△113	87.2
	寄附金	400	208	△192	52.0
	寄 附 金	400	208	△192	52.0
	諸 収 入	155,494	171,438	15,944	110.3
	貸付金元利収入	35,000	35,000	△0	100.0
	受託事業収入	69,875	85,417	15,542	122.2
	雑 入	50,619	51,021	402	100.8

[2] 歳 出

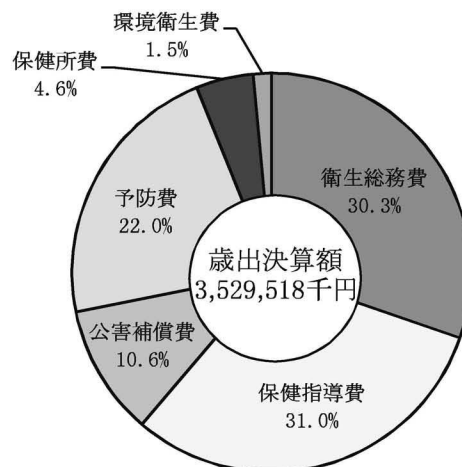
科 目			予算現額	決算額	不用額	執行率
款	項	目	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
衛 生 費						
24 年 度			3,394,160	3,016,438	377,722	88.9
25 年 度			3,369,453	3,070,642	298,811	91.1
26 年 度			3,519,798	3,219,839	299,959	91.5
27 年 度			3,822,947	3,463,328	359,619	90.6
28 年 度			3,984,954	3,529,518	455,436	88.6
	衛 生 管 理 費		1,806,513	1,605,643	200,870	88.9
	衛 生 総 務 費		1,136,962	1,069,231	67,731	94.0
	保 健 所 費		213,392	163,642	49,750	76.7
	公 害 補 償 費		456,159	372,771	83,388	81.7
	環 境 衛 生 費		68,111	52,630	15,481	77.3
	環 境 衛 生 費		68,111	52,630	15,481	77.3
	保 健 衛 生 費		2,110,330	1,871,244	239,086	88.7
	保 健 指 導 費		1,271,330	1,093,239	178,091	86.0
	予 防 費		839,000	778,005	60,995	92.7

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

歳入決算額（構成比）



歳出決算額（構成比）



(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。